

「保存期間中に廃棄も」

特定秘密 答弁書を閣議決定

安倍内閣は6日の閣議

で、保存期間が30年未満の
特定秘密について、保存期
間満了前の廃棄を「秘密の
保全上やむを得ない場合、
政令などで保存期間前の廃
棄を定めることは否定され
ない」とする答弁書を決定

した。長妻昭衆院議員(民)
主)の質問主意書に答えた。
特定秘密は行政機関の長
が指定する保存期間が終わ
れば、公文書管理法に基づ
き首相の同意を得て廃棄さ
れる可能性がある。今回の
答弁書は、保存期間が30年
未満の秘密について、期間
満了前であっても政府が定

める政令次第で廃棄され
る可能性を示したものだ。

これまでの国会審議で
は、期間が30年以上の秘密
については、安倍晋三首相
が「すべて歴史公文書とし
て国立公文書館などに移管
されるよう運用基準に明記
する」と答弁している。